

市税などの口座振り替えのご案内

収納課、十和田湖支所などで手続きできます。納税通知書、通帳、届け出印を持参ください。☎収納課 ☎516762

# お知らせ

## information

市役所代表 ☎235111

ホームページアドレス

http://www.net.pref.aomori.jp/city/towada/

市役所各課の電話番号は直通の電話番号です。問い合わせ先が分からない場合は市役所代表番号(☎235111)をダイヤルし、お聞きしたい内容をお話してください。費用などの記載がないものは無料です。

▶ 11月の無料相談のご案内

内容	日時
行政相談	11月1日(月)・15日(月) 午後1時～3時
行政・人権相談	11月8日(月) 午後1時～3時
不動産相談	11月11日(木) 午後1時～3時
人権相談	11月12日(金)・26日(金) 午後1時～3時
司法書士相談	11月18日(木) 午後1時～3時 ※11月11日(木)から予約受付
消費生活苦情相談	11月17日(水) 午後1時～3時

ところ 生活環境課内市民相談室  
※行政・人権相談は十和田湖支所です。

☎生活環境課 ☎516725

▶ 虐待・育児の相談

☎福祉課 ☎516716

▶ DV被害・離婚などの相談

☎福祉課 ☎516716

### 暮らし

#### 市税の夜間納付・相談窓口開設のお知らせ

日中の来庁が困難な場合はご利用ください。

#### ■夜間納付・相談窓口

とき 11月29日(月)～12月3日(金)

午後5時30分～8時

#### ☎収納課 ☎516760

#### 年金受給者の皆さんへ「扶養親族等申告書」は期限までに提出しましょう

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象となります。障害・遺族年金は課税されません。

課税対象となる受給者のかたには、毎年11月上旬までに日本年金機構から「扶養親族等申告書」が送付されますので、12月1日(水)の提出期限までに必ず提出してください。提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。

平成23年分「扶養親族等申告書」が送付されるかた

▼65歳未満で年金額が108万円以上のかた  
▼65歳以上で年金額が158万円以上のかた

☎「ねんきんダイヤル」  
0570・05・1165

#### 「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます。年末調整・確定申告まで大切に保管してください

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において、全額が社会保険料控除の対象となります。(その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象)

社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付されたかたには、日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬までに郵送されます。年末調整や確定申告の際には、必ずこの証明書を添付してください。

なお、家族の国民年金保険料を納付された場合も、本人の社会保険料控除に加えることができますので、家族あ

てに送付された控除証明書を添付の上申告してください。

また、10月1日から12月31日までの間に、今年はじめに国民年金保険料を納付されたかたには、来年の2月に証明書を送付されます。

☎控除証明書専用ダイヤル  
0570・070・117

#### 父子家庭のみなさんにも児童扶養手当が支給されます

平成22年7月31日以前に支給要件に該当しているかたは、11月30日(火)までに申請した場合8月分から手当が支給されます。

父子家庭の支給要件  
次のいずれかに該当する子どもについて、父がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。

▼父母が婚姻を解消した子ども  
▼母が死亡した子ども  
▼母が一定程度の障害の状態にある子ども  
▼母の生死が明らかでない子ども  
▼母が1年以上遺棄している子ども  
▼母が1年以上拘禁されている子ども  
▼母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど

※子どもとは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、

#### 住民基本台帳による人口と世帯

(9月末日現在・かつこ内は前月比)

人口	66,080人 (-21人)
男	31,796人 (-20人)
女	34,284人 (-1人)
世帯数	26,823世帯 (+8世帯)

#### 平成22年の交通人身事故

(9月末日現在・かつこ内は前年同期比)

延べ発生件数	232件 (-54件)
死者	1人 (±0人)
傷者	287人 (-84人)
飲酒による事故	3件 (+1件)

(十和田警察署調べ)

または20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者をいいます。※手当の受給には申請が必要です。また、所得制限があり、手当の支給が停止される場合があります。※詳細は問い合わせください。申請の取り扱い

支給要件該当日	申請	支給される手当
7月31日までに該当	11月30日まで	8月分から支給
8月1日以降11月30日まで	12月1日以降	申請日の翌月分から支給
12月1日以降	12月1日以降	申請日の翌月分から支給

☎福祉課 ☎516717

#### 母子・寡婦福祉資金予約貸付について

母子家庭などの児童が小・中学校に入学する場合および高等学校、大学などに入学を希望する場合の就学支度資金および修学資金について、貸し付け予約の受け付けをします。

※貸付額や申し込みに必要な書類など、詳細は問い合わせください。

申込期限 12月6日(月)

☎福祉課 ☎516717